



園のしおり 【重要事項説明書】



社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会

磯 辺 保 育 園

〒441-8145 豊橋市駒形町字丸山2-4番地

TEL(0532)45-3298 FAX(0532)47-4277

も く じ

入園について 保育目標 保育園の特色	・・・	1
保育時間・休園日・ならし保育	・・・	2
連絡 園児の送迎 駐車場	・・・	3
健康・清潔・持ち物（価格）	・・・	4
持ち物	・・・	5
保育料等・保育の実施状況	・・・	6
日本スポーツ振興センター・写真販売・保育園の給食	・・・	7
台風及び地震時における園児の安全対策に関する取り扱い	・・・	8
デイリープログラム（保育園の一日の流れ）	・・・	14
おもな年間行事計画	・・・	15
個人情報保護の方針等について	・・・	16
苦情解決について	・・・	17
感染症の登園のめやす	・・・	18
保育園にやむを得ず薬を持参する場合のお知らせ	・・・	19
園舎見取り図	・・・	20
磯辺保育園の概要・沿革	・・・	21

磯辺保育園では、ホームページで、保育園のご案内をしています。
ご参考にしてください。

入園おめでとうございます

保育園は保護者の方の就労や病気などのため、お子さんの保育を必要とする時に、保護者の方にかわって保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。

入園する子どもの最善の利益を考慮し、家庭との緊密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して養護及び教育を一体的に行い、子どもにとって最もふさわしい生活の場となるように、国の定める保育の基本方針「保育所保育指針」に基づき、日々保育をすすめています。

子どもにとって「楽しい保育園」であるとともに、保護者の皆様には「安心して子どもが過ごせる保育園」であることを大切にしています。

【保育目標】

心身ともにたくましく、

よく遊ぶ子ども

(明るく素直な子・思いやりのある子)



【磯辺保育園の特色】

小学校と隣接した園庭では、木々からも自然の移り変わりが身近に感じられ、日当たりも良く暖かい環境にあります。

思いやりの心を大切にし、様々な遊びの体験をするなかで感性を育み、豊かな人間性が育ちあう保育を目指しています。

また、地域、社会とのつながりを大切に子育て家庭を支援しています。

【保育時間等】

1. 保育時間

《月曜日～金曜日》

保育短時間＝おおむね 8 時間(午前 8 時～午後 4 時)

7:30	8:00	通常保育	16:00	16:30	時間延長保育	18:30
------	------	------	-------	-------	--------	-------

◎「延長保育利用申込書」※の提出

保育標準時間＝おおむね 11 時間 (午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分)

7:30	8:00	通常保育	16:00	16:30	18:30
------	------	------	-------	-------	-------

◎「延長保育利用申込書」の提出

《土曜日》

保育短時間・保育標準時間

7:30	8:00	通常保育	12:30	13:00
------	------	------	-------	-------

※保育標準時間または保育短時間で延長保育を希望される場合は、
「延長保育利用申込書」を就労先の証明書等を添えて提出してください。
申込書は事務室にあります。
延長料金は 1 日 150 円(豊橋市内同一)です。

※園の利用は、就労時間などにより、実際に保育が必要な時間のみとなります。お仕事が終わり、お迎え可能な時間となりましたら、速やかに
お迎えに来ていただくようお願いいたします。

2. 乳児保育

乳児保育(0歳児保育)は、満8か月から保育します。

【休園日】

1. 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、日曜日、年末年始。
2. その他、保育園が指定したとき。

【ならし保育】

新入園児につきましては、入園後1週間を目安にお子さんの様子を見ながら、ならし保育を行います。ならし保育の期間については年齢・個人差などによって異なりますが、保護者と担任との話し合いにより保育時間、日数等配慮いたします。

【連絡】

1. 毎月「園だより」「献立表」「クラスだより」「パクパクだより」等をメール

にて送信しております。希望される方は手紙等お渡しします。

2. 緊急のお知らせや毎日の保育の様子などにつきましても園内掲示板にてお知らせいたします。お願いやご協力いただく内容も掲示いたします。
送迎時にご覧ください。
3. 欠席 又は登園時間が遅くなる場合は9時までに連絡をしてください。
また、短時間保育で迎えが16時を過ぎる場合、標準時間保育で16時前に迎えの場合も連絡をしてください。
4. 保護者の方の勤務先、または連絡先は、緊急連絡時などに必要ですのでお知らせください。また、転居、勤務先の変更の場合も速やかにお知らせください。病気・その他急用の時などの連絡に必要となります。
5. 転居等で退園・転園する場合、支給認定申請書の内容に変更がある場合、前月20日までに届出が必要です。用紙は事務所にありますので申し出てください。
6. 携帯メール連絡網『きずなネット』
お手元の携帯電話(パソコン)にメールアドレスを登録していただくことによって、園から行事などのお知らせ、災害時の緊急連絡、不審者情報などの連絡メールが届きます。また、欠席、遅刻、早退については「きずなネット欠席連絡システム」を利用して連絡できます。
(もちろん電話で直接連絡いただいても結構です。)
※携帯電話、アドレスの変更時は、速やかに再度登録をしてください。

【園児の送迎】

1. 園児の登園は午前9時頃までをお願いします。欠席や遅れる場合は保育園に連絡を入れてください。
2. 登園時は必ずお子さんを保育士に預け、必要な連絡がありましたら伝えてください。
3. 送迎する人は、出来るだけ特定の人に決め、責任をもって送迎してください。他の人が来られるなど変更がある場合は、必ず事前に迎えに来られる方のお名前やご関係をお知らせください。連絡がなく、確認が取れない場合、お子さんをお渡しできないこともあります。入所時に、送迎者カードを記入していただきます。また、小中学生の送迎は特別な事情を除きご遠慮ください。
4. 降園時は、車の混雑が予想されます。時間に余裕をもってお迎えください。
通行の支障となりますので、お迎え後は園庭で遊ばず速やかに帰りましょう。

【駐 車 場】

1. 駐車場は止められる台数が限られます。また、送迎時は大変混雑します。時間に余裕をもって来ていただき、速やかな車の移動をお願いします。
2. 駐車場ではお子さんと必ず手をつないでください。お子さんを車から降ろすのは大人の後、お子さんを車に乗せるのは大人よりも先を習慣にしましょう。
3. 保育園独自のルールとして、安全の為に通行の方向を決めています。出入り口の安全を確認し、必ず守ってください。

【健 康】

1. 早寝、早起き、朝の排便は、子どもの身体のリズムを整え、一日の気持ちよい生活を維持するために大切なことであり、健康でいきいきした子どもの基盤づくりです。
2. 健康チェック
お子さんの様子でいつもと違う様子が見られた場合は、登園時、お知らせください。お子さんの様子は、乳児組は連絡帳に、幼児組は健康カードに記入していただき、毎朝担任が確認します。
3. 健康診断（年2回）、身体計測（毎月）、歯科健診（年1回）、尿検査をします。
4. 保育園登園後、体調不良等の症状が出た場合、保護者の方にご連絡させていただくことがあります。発熱は38度を目安としますが、発熱だけではなく全身症状でも判断します。ご理解ください。
5. 感染症疾患の場合
厚生労働省、保育所における感染症対策ガイドラインに準じ、感染性のある病気にかかった時は、登園を停止しなければならないこととなっております。保育園に連絡してください。登園については、医師の指示に従い、P. 18別表を参照してください。
7. アレルギー・ひきつけ・関節が外れやすい・薬品に弱いなど、保育をする上で注意しなければならないことは、必ずお知らせください。
6. 薬について
基本的には家庭で服用してください。止むを得ない理由などで、保育園で薬を使用する場合は、P. 19資料を参考にし、「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき薬に添付して、事務室にてお受けいたします。
座薬の挿入は思わぬ危険が伴いますので保育園では行いません。

【清 潔】

1. 身体は常に清潔を心がけ、つめ切り、洗髪もこまめにしましょう。
2. 衣服等はよく洗濯し、持ち物を含め常に清潔なものを身につけましょう。

【持 物】

1. 価格

以下のものは園で購入希望をお受けします。価格は年度によって変更することがあります。

用 品	価 格		価 格
園 服（冬）	3,300円～	たれ付きカラー帽子	920円
体操シャツ（半袖）	2,000円～	体操服（半ズボン）	1,900円～
おたよりばさみ	600円	手提げバッグ	740円

2. 入園時に用意していただく物（入園後1週間以内にお願ひします。）

- ・雑巾 2枚
- ・ティッシュペーパー 1箱（使用の多い時期は再度お願いする場合があります。）

3. 持ち物

	0～1歳児	2歳児	3～5歳児	備考
食食用エプロン	1枚	1枚		※毎日清潔な物をお願いいたします
おしぼり	園用を使用する			
手拭タオル	1枚	1枚	1枚	ひも付きの物（毎日取り替え）
ハンカチ・ティッシュ			毎日	ハンカチはポケットの中に入れてください
ビニール袋	4～5枚	適量		汚れ物を入れます
カラー帽子	自由	登降園時及び、保育中に使用します		
出席ブック	出席したらシールを貼ります。身体計測結果なども記入します			
健康カード			毎朝、検温をし健康状態を記入してください	
連絡帳	毎日連絡事項を記入してください			
歯ブラシ・コップ			1組	出し入れしやすい袋に入れて 3歳児は6月頃より使用
上靴		秋頃より使用	サイズの合った物	週末には持ち帰り洗濯をお願いします
紙（おむつ・パンツ）	5枚	必要に応じて	必要に応じて	子どもさんに合わせて用意してください
おしりふき	1袋	必要に応じて		
布パンツ	必要に応じて	必要に応じて	1～2枚	必要枚数は、季節や個々により違います 着脱しやすいものをお願いします ※乳児組は毎週末持ち帰ります
下着（肌着）	2枚	2枚	1枚	
上着	2枚	2枚	1枚	
ズボン（長・短）	2枚	2枚	1枚	
水筒			毎日	適量 適温
午睡用品	掛け布団・敷き布団（季節により毛布、タオルケット） 枕はありません。幼児の布団は子どもが持ち運びやすい大きさでお願いします 乳児クラスは年間通して行います 3歳児クラスは4月～ 4歳児・5歳児クラスは6月ごろ～（各年齢により開始が異なります。事前にお知らせします） ※月曜日に持ってきて金曜日に持ち帰り洗濯をし、清潔に心がけてください			
※ すべての持ち物に必ず名前をはっきりと書いてください。 ※ 上記の表は目安の枚数です。季節や子どもさんの発達に合わせて調節してください。また使用したら補充をお願いします。 ※ 毎日カバンの中を確認し、持ち物の点検をお願いいたします。				

【保育料等】

- 0歳児～2歳児の保育料は、住民税に基づいて算定され、豊橋市より毎月指定の

口座から引き落としされます。

- ・保育料の切り替え時期は、9月です。
- ・保育標準時間利用と保育短時間利用とで保育料が変わります。

詳しくは豊橋市から出される「令和8年度豊橋市の保育料」をご覧ください。

2. 給食費（3歳児以上児、副食費主食費）・毎月決まった諸経費として、絵本代（2歳児以上年齢ごと異なります）を集金。豊橋信用金庫口座振替にて集金することができます。父母の会費（全園児対象）年間3,500円を3回に分けて集金します。その他必要な経費は、雑費袋にて集金させていただきます。お金の取り扱いは、全て事務室にて行いますので、保護者の方は事務室まで持参してください。（つり銭のないようお願いします。）
3. 保育園を3日以上連続して欠席することを2週間前までに申し出された場合は、副食費主食費の調整をします。直前の欠席連絡の場合は、給食発注済みですので、副食費主食費の調整はできません。（3歳以上児対象）
4. 土曜日保育の申込みは、給食発注の都合上前月10日までに行います。申し込まれた3歳以上児の方は1日につき200円別途徴収します。

※ 年度の途中で上記の内容に変更が生じた場合は速やかにお知らせします。

【保育の実施状況】

《特別支援保育》

心身の順調な成長を願い、園児が集団生活の中で社会生活に必要な基礎を培う保育を目指します。また、医療機関や相談機関などの連携を図っています。

《園庭開放》

園庭解放は、原則火曜日午前10時から11時30分まで未就園児のお子さんご家庭の方が一緒に遊び、子育ての情報交換の場として利用していただけます。また、子育ての悩みや、入園についても相談にのっています。

お気軽にどうぞ・・・

《外国人円滑化事業》

外国人の方が円滑に保育園での集団生活を送れるよう、通訳の方が、手紙の翻訳や、懇談会での通訳をしています。

《一時預かり事業（余裕活用型一時保育）》

未就園のお子さんで、保護者の方の就労形態や私事のため、一時的に家庭での保育が困難となった場合などに保育を利用できる場合があります。

ご利用については保育園事務室までお問い合わせください。

《地域交流事業》

「磯辺小学校との交流会」「長栄保育園交流会」「豊橋聾学校交流」など、地域の方々とのふれあいを大切にした事業に取り組んでいます。

【全国社会福祉協議会 保育所の損害賠償】

保育所における園児の事故や損害賠償責任を補償する保険に保育園が加入して

います。

【独立行政法人 日本スポーツ振興センター】

園児が登園後、保育中に怪我をした場合、医療費の一部相当額が給付される制度です。共済掛金は保育園と保護者双方の負担となります。保護者負担金は、入園時（5月）に1人あたり年間210円を、雑費袋にて集金します。

5月以降の途中入園については、入園月にお支払いいただきます。

【写真販売】

保育園でのお子さんの写真を、簡単かつ便利にご購入いただけるよう写真販売システム「えんフォト」を導入しています。お手元の携帯電話(パソコン)にメールアドレスを登録していただくことによって、園からの写真を見ることが出来ます。

販売は年3回ほどを予定しています。

【保育園の給食】

給食は保育園の調理室で作る完全給食です。安全、安心に配慮した、温かく、美味しく、栄養バランスのよい給食です。ぬくもりのある食事を楽しく食べるといことで、食を通して豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために大切なことと考えています。

また、保育園の献立は乳幼児の栄養所要量などを考慮して作成し、心をこめて調理しています。

	乳 児	幼 児
主食	パン、米、めん	パン、米、めん
副食	幼児食とほとんど同じですが、年齢に配慮した調理をしています。	主菜、副菜、汁物、果物
おやつ	午前10時ごろ 牛乳、果物、菓子 午後3時ごろ 幼児と同様のもの	午後3時ごろ 牛乳、手作りおやつ、菓子、果物

◎0歳児の献立は別に立て、離乳初期、中期、後期と区分しています。

◎保育園では、季節にあわせた食事や、日本の文化にふれることができるような内容で給食を準備しています。

◎食物アレルギーのお子さんで、医師の治療や指導を受けている方については、園でも一人ひとりの体質を考慮しながらできる限り除去食、代替食の対応をしています。必要な方はご相談ください。

〈対象〉

医師の治療や指導を受けていて、家庭でも実践されているお子さんに限ります。「医師の指示書」を年度初めに提出していただきます。

アレルギー改善の方向に、保護者の方のご理解も必要となりますのでお願いします。

【災害時における園児の安全対策に関する取り扱い】

台風時の保育について

1. 園児が、登園前に豊橋市（東三河南部）に『暴風警報』が発令されている場合
 - (1) 午前6時までに警報が解除された場合⇒平常通りの保育をします。
 - (2) 午前9時までに警報が解除された場合⇒警報解除後1時間後より保育をします。
「きずなネット」にて保育園の状況をお知らせします。
 - (3) 午前9時以降に警報が解除された場合⇒保育園の安全性等の状況を判断して、
保育の実施を決定します。
園の状況、保育実施等、「きずなネット」でお知らせします。
- ※上記のいずれかにおいても、保育園の施設等に被害があり、保育の実施が困難なときは、当日及び施設等の安全確認がされるまでの間は休園とします。
2. 園児が登園後に、豊橋市（東三河南部）に『暴風警報』が発令された場合
 - (1) 保護者の方は速やかに迎えをお願いします。
 - (2) 保護者に連絡がとれない場合、または、やむを得ず迎えにくる事ができない場合は、保護者の方が迎えに来られるまで保育園で保護いたします。
3. 豊橋市（東三河南部）に「大雨」「洪水」警報が発令された場合
 - (1) 各保育園(各地域)により状況が異なりますので、実情に応じて保育をします。
4. 登園前に 暴風・大雨・波浪・高潮・暴風雪・大雪などの『特別警報』が発表された場合
 - (1) 登園させないでください。
 - (2) 特別警戒解除後も災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況等に係る情報収集に努め、園児を安全に登園させようと判断できるまでは登園させないでください。「きずなネット」にて保育園の状況をお知らせします。
5. 登園後に 暴風・大雨・波浪・高潮・暴風雪・大雪などの『特別警報』が発表された場合
 - (1) ただちに、園児の生命及び安全を確保するため、保育園に留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等を迅速に行います。
 - (2) 園児を園内に留め置いた場合は、特別警戒解除後も災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況等に係る情報収集に努め、園児を安全に保護者に渡せると判断できるまで引き渡しを行いません。
 - (3) 保育の安全性や、保育の実施などについては、「きずなネット」でお知らせします。

地震時の保育について

- 「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」が発表された場合
1. 園児が登園前(在宅中)に発表された場合は、当日以降の保育の実施または行事を中止します。
 2. 園児が登園後に発表された場合は、保育の実施または行事を直ちに中止しますので、保護者の方は速やかな迎えをお願いいたします。迎えが困難な場合は、保育園で安全に保護いたします。
- ※上記のいずれにおいても、保育園は、安全確認がされるまでの間は休園といたします。
- ※特別警報(津波及び地震)においても同様の対応をいたします。

臨時休園基準について

豊橋市保育所等の災害時における臨時休園基準

令和8年5月29日～豊橋市ホームページ掲載

1. 目的

台風、集中豪雨、地震等の災害や南海トラフ地震臨時情報の発表により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合（以下「災害時」という。）に、園児、保護者、職員等の安全を守るため、豊橋市内の保育施設における臨時休園の対応について基準を定めるもの。

2. 対象

豊橋市内の保育所、認定こども園（以下「保育所」という。）

3. 臨時休園の基準

災害時における臨時休園の基準について、下記のとおり定める。

(1) 風水害についての基準

(ア) 警戒レベルに応じた基準

※上記基準は、警戒レベルが発令された地域に位置する保育所に適用する。

発令のタイミング 警戒レベル（避難情報）	開園前	開園後
警戒レベル5 （緊急安全確保）	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
警戒レベル4 （避難指示）	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
警戒レベル3 （高齢者等避難）	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
警戒レベル2	開園	開園
警戒レベル1	開園	開園

※警戒レベル3以上は、豊橋市が発令する避難情報（気象庁等が発表する防災気象情報（レベル3大雨警報【レベル3相当】など）とは異なる。）に基づくものによる。

（豊橋市が発令する避難情報は、豊橋市ホームページのトップページ、豊橋ほっとメール、防災アプリ「Hazardon」、防災ラジオなどで確認可能。）

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。

※保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(イ) 警戒に応じた基準

発令のタイミング 警戒の種類		開園前	開園後
気象 警報	特別警報	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
	危険警報	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
	暴風（雪）警報	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
	その他の警報 （大雨・氾濫・土砂災害・ 大雪・波浪・高潮）	開園	開園

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。

※保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

※その他の警報（大雨警報等）については、状況に応じて保護者に対しお迎えを依頼する場合もある。

※名古屋地方気象台が、大雨災害の可能性について予測した場合には、前日までに臨時休園を決定することがある。

(2) 地震についての基準

(ア) 地震発生時における基準

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定する

発令のタイミング 警報の種類	開園前	開園後
震度 5 弱以上	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園
震度 4 以下	開園	開園

ことがある。

※保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(イ) 警報に応じた基準

発令のタイミング 警報の種類	開園前	開園後
大津波警報・津波警報	臨時休園	園児引き渡し後 臨時休園

※大津波警報・津波警報は、事前避難対象地域又は津波浸水想定区域に位置する保育所等に適用することとし、開園後に発表された場合は、直ちに津波避難ビル等へ避難することとする。

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、市が臨時休園を決定することがある。

※保育所等ごとに個別の対応が必要と考えられる場合には、市と保育所等で協議することとする。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報に応じた基準

情報の種類	情報の発表条件	対応
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらないと評価した場合	開園
調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した場合や調査を継続している場合	後発地震の発生に備え、適切な措置を行いつつ、通常通り開園
巨大地震注意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合、又は、プレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合	
巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合	後発地震の発生に留意しつつ、津波浸水想定などを勘案し、必要に応じ、規模の縮小を行うなど、状況に応じて適切な対応のうえ開園

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震の発生に備え、園児の保護方法や保護者の緊急連絡先の再確認など適切な措置を行う。

※規模の縮小とは、希望保育の実施や開園時間の短縮などを想定。

(3) その他

- ・各基準に基づく対応が、開園と臨時休園で異なる場合は、臨時休園とする。

例) 開園前状況：警戒レベル2（開園）かつ、気象警報暴風（雪）
警報（臨時休園）

⇒気象警報暴風（雪）警報の基準を優先し臨時休園とする。

(4) 開園後の臨時休園について

- ・保護者に対して速やかなお迎えを依頼し、全ての園児の引き渡し後に臨時休園とする。
- ・道路状況などにより保護者のお迎えが危険な場合は、安全な状況になってからの引き渡しとする。
- ・保護者に園児を引き渡すまでの間は、園内の最も安全な場所で保育を行うこととするが、園内での保育が危険な場合は、避難所等の安全な場所に移動し保育を行うこととする。

4. 保育所等の再開の基準・対応

避難情報等が解除された場合、保育所等は速やかに次の事項を確認し、安全等が確保でき受入準備が整い次第、施設を再開する。

ただし、警報解除の時間や被害状況などにより、全市的な休園継続の可能性がある場合は、市が原則的な対応を判断することとする。

なお、給食の提供については、各園の判断によることとする。

(1) 再開に当たり、確認すべき事項

- ・施設や施設周辺の被害状況
- ・ライフラインの被害状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供体制
- ・職員の勤務体制

5. 臨時休園時及び再開時の連絡方法等

(1) 臨時休園時

【市⇔保育所等】

- ・市は、臨時休園に該当する状況が発生した場合や、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定した場合、保育所等へメールで連絡する。
- ・市は、臨時休園中の保育所等の状況を確認するなど必要に応じて、保育所等に児童福祉施設災害時情報共有システムなどにより情報報告を求めることがある。
- ・保育所等は、市から状況報告を求められた場合、速やかに市へ連絡する。

【保育所等⇔保護者】

- ・保育所等は、臨時休園に該当する状況が発生した場合や、状況に応じた総合的判断に臨時休園が決定された場合、速やかに保護者へ連絡する。
- ・保育所等は、必要に応じて、施設の入り口に臨時休園とする旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(2) 再開時

【市⇔保育所等】

- ・市は、避難情報等が解除された場合、保育所等にメールで連絡する。
- ・保育所は、避難情報等が解除された場合、速やかに「4.(1)再開に当たり、確認すべき事項」を確認し、安全が確保でき受け入れ準備が整い次第、施設を再開する。
- ・保育所等は、安全に保育できる状況が確保できず施設を再開できない場合、速やかに市へ報告する。

【保育所等⇔保護者】

- ・保育所等は、施設の再開が可能になった場合、再開時間等について保護者へ連絡する。

※非常時における避難場所

○第一次避難場所…磯辺小学校

○第二次避難場所…長栄保育園

災害時の園児引き渡しカードを基に速やかな園児のお迎えをお願いします。

【デイリープログラム (保育園の一日の流れ)】

0・1・2歳児(乳児)		保育の内容や保育者の援助	3歳以上児(幼児)	
時間	プログラム		時間	プログラム
7:30～ 8:00～	登園 遊び	<ul style="list-style-type: none"> 元気に登園し、朝の挨拶を交わす。 保育士の愛情、豊かな受容により気持ちのよい生活ができるようにする。 	7:30～ 8:00～	登園 遊び
9:00～		<ul style="list-style-type: none"> いろいろな遊びを楽しむ。(戸外・室内) 保育士と一緒に遊びを楽しむ中で、子どものつぶやきやしぐさに共感したり、語りかけながらやさしく対応していく。 	9:00～	集まり
10:00～	おやつ 遊び	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい生活の仕方や態度が身につくよう配慮する。 各年齢で、いろいろな遊びを楽しむ。(戸外・室内) 子ども達に自発的な思いが芽生えるように環境を準備する。 様々な遊びを体験していく中で遊びの連続性を大切にす 	10:00～	遊び
11:40～	給食	<ul style="list-style-type: none"> 楽しい雰囲気の中で、友達と一緒に食事をしたり様々な食べ物を食べる楽しさを味わう。 食を通して豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていく。 	12:00～	給食
13:00～	午睡	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達などに応じて、活動のバランスを図りながら適切な休息がとれるようにする。 いろいろな遊びを楽しむ。(戸外・室内) 	13:30～	遊び
15:00～	おやつ	<ul style="list-style-type: none"> 子ども達の大好きな手作りおやつなどを、楽しい雰囲気の中で食べる。 	15:00～	おやつ
15:30～	短時間保育 降園	<ul style="list-style-type: none"> 迎えの際(保護者の確認)は、子どもの今日の様子等を伝える。 友達や保育士に「さようなら」の挨拶をし、降園する。 	15:30～	短時間保育 降園
16:00～	遊び 標準時間保育	<ul style="list-style-type: none"> 乳児と幼児に別れ年齢に応じた遊びを保育士と一緒に楽しむ。異年齢の友達との関わりの中で親しみや思いやりの気持ちが持てるようにする。 	16:00～	遊び 標準時間保育
～18:30		<ul style="list-style-type: none"> 延長保育で子どもが少なくなったら、寂しくならないように家庭的雰囲気の中で過ごし、迎えを待つ。 	～18:30	

※ 各年齢によって、保育の内容に対する援助、配慮は変わってきます。



【年間行事計画】

月	おもな行事	健康面
4	入園式 乳児午睡開始(一年を通して) 春の交通安全市民運動 年少児午睡開始 父母の会アルミ缶回収	春期の健康管理
5	こどもの日を祝う会 園外保育(春の遠足) 年中児午睡開始 長栄保育園との交流 保育参加	健康診断
6	個人懇談 歯磨き指導 夏野菜栽培 年長児午睡開始 ごみ分別・環境にやさしいを考える訪問教育 防犯教育訓練 磯辺小学校合同避難訓練	歯科健診 よい子の歯磨き運動
7	プール開き 七夕まつり 人権啓発活動 夏の交通安全市民運動 夏まつり	夏期の衛生・健康管理
8	プール納め	
9	防災訓練 食育指導・おなか元気教室(出前講座) 年中・年長午睡終了 秋の交通安全市民運動	
10	運動会 年少午睡終了 豊橋聾学校交流 園外保育 就学時健康診断(年長) 口腔衛生指導	健康診断 尿検査 秋期の健康管理
11	年長交通安全教室(ユタカ自動車主催) 七五三宮参り 秋季火災予防運動 小学校との交流(全園児) 秋の散歩 観劇会(父母の会主催) 長栄保育園との交流	
12	発表会 冬の交通安全市民運動 小学校との交流(全園児) こども未来館ここにこ体験(年長) 幼児交通安全巡回教室 クリスマス会 餅つき	冬の感染予防 冬期の健康管理
1	新年おめでとう会 避難訓練(校区消防団) 小学校との交流(年長)	体力づくり
2	節分・豆まき 保育参観(リズム遊び) みんなではしろう おみせやさんごっこ 園外保育なかよし遠足	
3	ひなまつり 入園説明(用品販売) 親子の集い(年長児) なかよし会 卒園式	
毎月	身体計測 交通安全指導 避難訓練 誕生会 食育指導 運動教室(年10回) 絵本読み聞かせ 英語教室(年8回)	

※ _____は保護者参加の行事です。

【個人情報保護の方針等について】

園児及び保護者の皆さんの個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守し、その保護に努めます。

① 個人情報の取得と利用

個人情報の取得にあたり、利用目的及び利用方法をあらかじめ通知・公表し、利用目的にしたがって情報の収集・利用・提供を行います。

② 個人情報の第三者提供

法廷に定められている場合や業務の委託先に提供する場合等のほか、本人ないし保護者の方の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

③ 個人情報の管理

個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損などがないように十分安全に管理を行います。また、業務委託先に対しても、管理監督を行います。

④ 個人情報の開示等

個人情報について本人ないし保護者の方から問い合わせ、開示、訂正、削除、利用停止等の申し出があった場合には、適切に対応します。

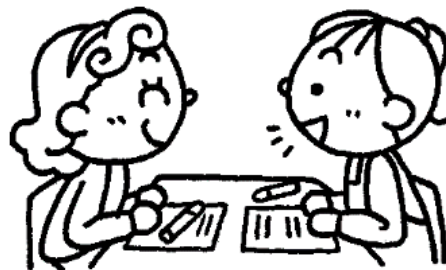
⑤ 個人情報の取り扱いに関する苦情への対応

個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、速やかに対応します。

⑥ 組織及び体制

個人情報を保護するための管理者を設置し、個人情報の適切な管理を行うと共に、職員に対して必要な研修を行います。

ホームページ運用にあたり、写真掲載について4月初めに全園児対象で手紙を配布し、保護者の意向を確認させていただきます。



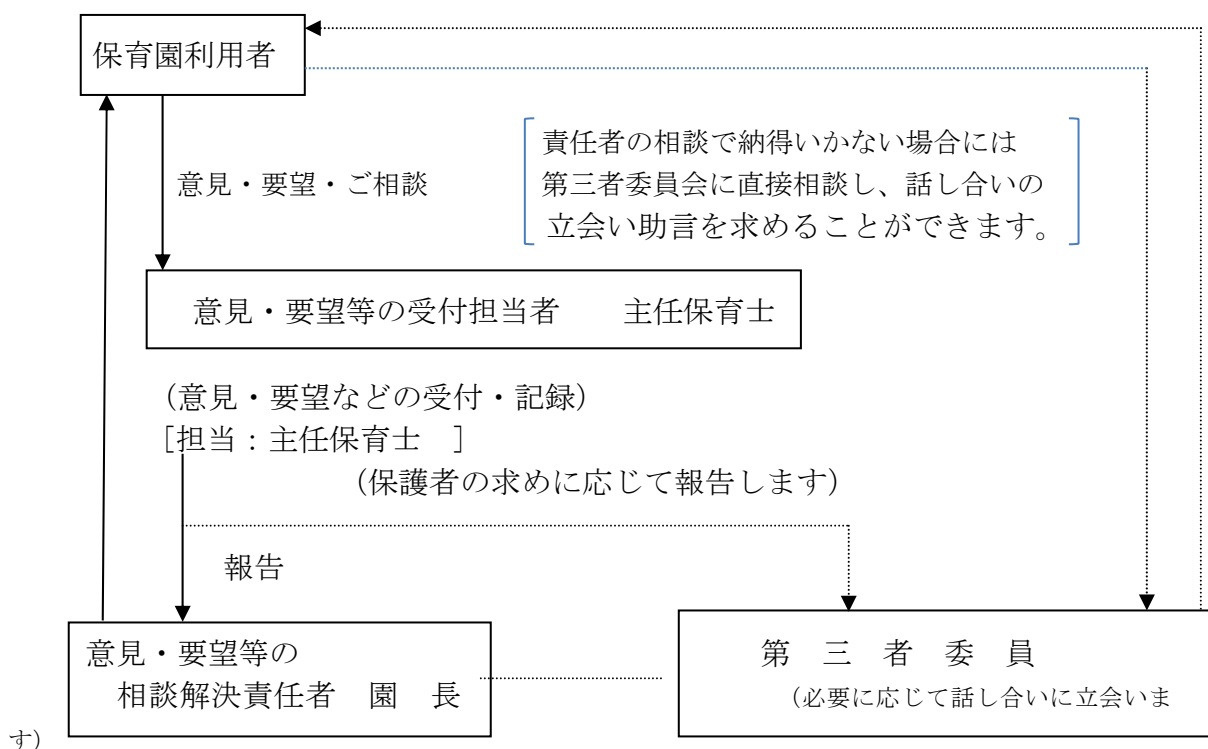
【苦情の解決について】

広く皆様の英知を結集して、保育園の健全な発展を図るために園内に「苦情処理委員会」を設置し、日常の保育活動等に関わる苦情に適宜適切な対処ができるように配慮していきます。

- ①苦情処理受付責任者 主任保育士
- ②苦情解決処理責任者 園 長 ・ 第三者委員

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会
磯 辺 保 育 園



(話し合いにより意見・要望等を解決します)

[責任者: 園長 飯塚 尚代]

[第三者委員 小林 恵]

[第三者委員 石原 保代]

※相談解決の結果(改善事項)は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。

【感染症の登園のめやす】

※主治医の診断を受けてから登園してください。

	病名	潜伏期間	感染可能期間	主な症状	登園基準
1	麻疹（はしか）	8～12日	発疹出現前1～2前から 発疹後4日間	上気道のカタル、発熱 粘膜疹コップリック斑	発疹に伴う熱が下がった後、 3日を経過し元気が良いとき
2	風疹（三日はしか）	16～18日	発疹出現前7日から出 現後7日間	発疹、発熱 リンパ節腫脹	発疹が消失したとき
3	水痘（水ぼうそう）	14～16日	水疱発現前1、2日～ かさぶた形成まで	軽熱、被覆部に発疹、 斑点丘疹状→水疱→ 顆粒状果皮	すべての発疹がかさぶた になったとき
4	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	16～18日	明らかな症状を示す 7日前からその後9 日続く	発熱、耳下腺、 舌下腺、 顎下腺の腫脹及び圧痛	耳下腺、顎下腺、舌下腺 の腫れが発現してから5日 を経過し、全身状態が 良好
5	インフルエンザ	1～4日	症状がある期間 発症前24時間から発 症後3日が最も強い	発熱、全身倦怠、 筋肉痛、 鼻カタル、咽頭炎、咳	発症後5日間を経過し、且 つ解熱した後3日を経過し 元気がよいとき
6	咽頭結膜熱 （プール熱）	2～14日	咽頭から2週間 糞便から数週間	発熱、咽頭炎と結膜炎 の合併症、頭痛、食欲 不振	解熱し、主要症状がなく なった後、2日を経過す るまで
7	百日咳	7～10日	咳が出現してから 2週間以内が最も強い	感冒様症状から特有な 咳発作になる	特有の咳が消失したとき
8	流行性角結膜炎 （はやり目）	2～14日	発症後2週間	流涙、結膜充血、眼脂 目やに、耳前リンパ節 の腫脹と圧痛	医師において感染の恐れ がないと認められるまで
9	急性出血性結膜炎	1～3日	ウイルス排出は呼吸器 から1～2週間、便から は数週間から数か月	急性結膜炎で結膜出血	医師において感染の恐れ がないと認められるまで
10	溶連菌感染症	2～5日	抗菌薬内服後、24時 間を経過するまで	発熱、咽頭痛、 扁桃腺炎、 莓舌、頸部リンパ節 炎、全身に発疹	抗菌薬内服後24時間～48 時間経過していること。 ただし治療の継続は必要
11	感染性胃腸炎 （ロタウイルス感染 症・ ノロウイルス感染症）	ロタウイルス1～3日 ノロウイルス 12～48時間後	症状のある時期	嘔気/嘔吐、下痢 乳幼児は黄色より白色 調が多い	嘔吐、下痢等の症状が治 まり、普通の食事ができ ること
12	RSウイルス感染症	4～6日	3～8日 （乳児では3～4週）	発熱、鼻汁、呼吸困難	重篤な呼吸器症状が消失 し全身状態がよいこと
13	マイコプラズマ肺炎	2～3週間	臨床症状発現時が ピークでその後 4～6週間	咳、発熱、頭痛から、 咳が激しくなる	発熱や激しい咳が治まっ ていること
14	手足口病	3～6日	唾液へのウイルス1週間 糞便へのウイルス 数週間	手足口に水泡性の発疹 口内炎がひどくて食事 がとれないことがある	解熱後1日以上経過し、 普段の食事がとれること
15	ヘルパンギーナ	3～6日	唾液へのウイルス1週間 糞便へのウイルス 数週間	高熱、咽頭痛、咽頭に水疱 疹や潰瘍形成 咽頭痛がひどくて食事、飲 水できないことがある	解熱後1日以上経過し、食 事も十分できて元気に なったとき
16	伝染性紅斑 （リンゴ病）	4～14日	風邪症状発現から顔に 発疹が出現するまで	顔面赤斑とくに頬部の 赤斑性発疹	発疹が出現した頃には感 染力は消滅しているの で、全身状態が良いこと
17	単純ヘルペス感染症	2日～2週間	水泡が出来ている間	歯肉口内炎 口周囲の水泡	発熱がなく、よだれが止ま り、普段の食事ができること
18	突発性発疹	10日	感染力は弱い、発 熱中は感染力がある	高熱、3日後に全身 発疹	解熱後1日以上経過し、 全身状態が良いこと
19	伝染性膿痂疹 （とびひ）	2～10日	効果的治療開始後 24時間	湿疹や虫刺され痕を かいた部に、びらん、 水泡病変を形成	皮膚が乾燥しているか、 湿潤部位が覆うことが できる程度のものであるこ と
20	アタマジラミ	10～14日	産卵から孵化まで	小児では多くが無症状 であるが、かゆみを訴 えることがある	駆除を開始していること
21	伝染性軟属腫 （水いぼ）	2～7週間	不明	直径1～3mmの半球状 のいぼが四肢、体幹等 に数個～数十個できる	かいた傷から滲出液が出 ている時は、覆うこと

（厚生労働省

『保育所における感染症対策ガイドライン』参照)

【保育園にやむを得ず薬を持参する場合のお知らせ】

お子さんの薬は、本来は保護者の方が来園して飲ませていただきます。
 やむを得ない理由で保護者の方が来園できない時は、保護者と園側で話し合いの
 うえ、保育園の担当者が保護者に代わって飲ませます。この場合は、万全を期する
 ため「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、薬に添付して事務室まで
 お持ちください。

1. 診察を受ける時は、お子さんが現在保育園に在園していることと、保育園では
 やむを得ない場合のみの投与をしていることを必ず伝えてください。
2. 薬はお子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方
 によって薬局で調剤したものに限りします。
3. 座薬の使用は原則として行いません。
4. 持参する薬について
 - ①医師が処方した薬には必ず「与薬依頼書」を添付してください。なお、「薬剤
 情報提供書」がある場合にはそれも添付してください。
 - ②使用する薬は一回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③袋や容器にはお子さんの名前を記入してください。
5. 「与薬依頼書」が必要な方は事務室にお寄りください。

与 薬 依 頼 書 (見本)

保 育 園 長 様

令和 年 月 日

組 園 児 名 _____

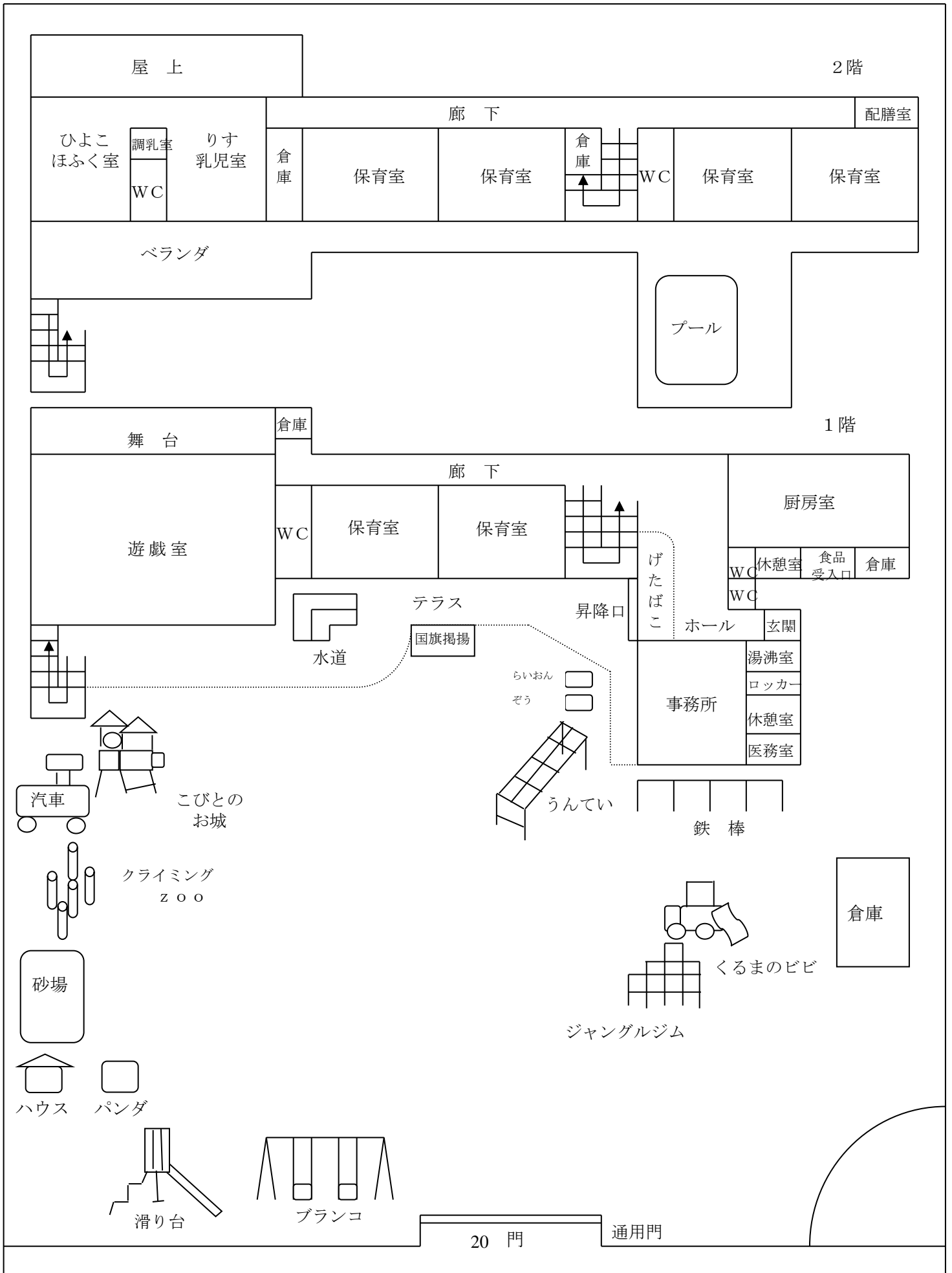
保護者名 _____

連絡先TEL _____

医師の診察を受けたところ、下記のとおり指示がありましたので、保育園での与薬をお願いいたします。

主 治 医	(病院・医院) TEL					
病名(又は症 状)						
処 方 月 日	年 月 日に処方された			日分のうち本日分		
保 管	常温 ・ 冷蔵庫 ・ その他 ()					
薬 の 種 類	粉 () 包 ・ 水薬 ・ 錠剤 ・ 外用薬 ・ その他 ()					
薬 の 内 容	抗生物質 ・ 咳止め ・ 下痢止め ・ かぜ薬 ・ 外用薬 ・ その他 ()					
与 薬 日 時	年 月 日 ~ 月 日					
	食前 ・ 食後 ・ その他 ()					
飲 ませ 方	水に溶かして ・ 粉のまま ・ その他 ()					
区 分	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
受領者サイン						
投与時間						
投与者						

園舎見取り図



【概 要】

開設年月	昭和 46 年 4 月
敷地面積	2516.07 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
設置主体名称	社会福祉法人 豊橋みなみ福社会
経営主体名称	社会福祉法人 豊橋みなみ福社会 磯辺保育園

【 沿 革 】

昭和 33 年（1958 年）磯辺校区の地域住民の熱意と努力により豊橋市立磯辺保育園として、磯辺小学校東隣に建設された。園章も「波に千鳥」の磯辺小学校の校章と同じで、中央部に「磯保」とし、地域に密着した保育園として始まった。昭和 46 年（1971 年）には、豊橋市立から社会福祉法人への運営主体が変わり、更に地域とのつながりが深くなった。

昭和 55 年（1980 年）4 月に全面改築で木造瓦葺平屋建から鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階となる。その後、平成 4 年 12 月には遊戯室を一部増改築する。

その後、平成 9 年に法人合併し、社会福祉法人 豊橋みなみ福社会 磯辺保育園となり、現在に至っている。

（豊橋市制施行 100 周年記念 校区のあゆみ 磯辺 より）



このしおりは卒園まで保管してください